七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「刑名（共助刑である場合はその旨）」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。	七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第一号及び第九十二条第一項第二号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の種類」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。
第十一条　［略］ ［一～二　略］ 三　受入移送犯罪の名称、犯数、刑名（共助刑である場合はその旨）及び刑期 ［四～六　略］ 2　［略］	**第十一条**　［同上］ ［一～二　同上］ 三　受入移送犯罪の名称、犯数、共助刑の種類及び刑期 ［四～六　同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（法第６条関係）

受入移送同意書

私は、下記(1)から(8)までの事項について理解した上で、かつ、本書面への署名押印に際して脅迫、強制、取引その他一切の不当な圧力が私に対して加えられなかったことを認めた上で、日本国への受入移送に同意します。

記

(1)　日本国に移送された後の刑は、拘禁刑となること。

(2)　(1)の刑の刑期は、(裁判国の名称)で言い渡された刑について拘禁されるべき日数と同一の日数であること。ただし、(裁判国の名称)で言い渡された刑について拘禁されるべき日数が３０年を超える有期の場合には３０年となり、無期刑又は終身刑の場合には無期となること。

(3)　(裁判国の名称)において既に刑の執行として拘禁したとされる日数については、(1)の刑の刑期から控除されること。

(4)　日本国に移送された後の刑は、日本国の法令に基づき執行されること。

(5)　(裁判国の名称)で言渡しを受けた裁判に対する再審の請求その他の不服申立ては、(裁判国の名称)の法令に基づく手続により、かつ、(裁判国の名称)に対してのみこれを行うことができること。

(6)　現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪については、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。ただし、処罰された場合であっても、刑の執行は全て免除されること。

(7)　現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪以外の犯罪があるときは、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。

(8)　(裁判国の名称)から日本国までの交通費は、原則として自己負担となること。

年　　月　　日

受入受刑者署名押印　　印

当職の面前において、上記のとおり署名押印したことを証明する。

年　　月　　日

官職　署名押印　　印

（注）法第１７条第２項の規定の適用を受ける受入受刑者については、記(2)中「３０年」とあるのは「２０年」と書き替えること。